

議案第6号

本市が設置する高等学校等の大阪府への移管等に伴う関係条例の整備に関する条例案

(大阪市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正)

第1条 大阪市外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年大阪市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>(包括外部監査契約に基づく監査)</p> <p>第2条 本市と法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約(以下「包括外部監査契約」という。)を締結した法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。</p> <p>[(1)~(5) 略]</p> <p>[削る]</p>	<p>(包括外部監査契約に基づく監査)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1)~(5) 同左]</p> <p><u>(6)</u> 本市が国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の3第1項の規定に基づき同項に規定する公立国際教育学校等の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

(大阪市公文書管理条例の一部改正)

第2条 大阪市公文書管理条例(平成18年大阪市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(<u>指定管理者</u>の文書の管理)</p> <p>第14条 大阪市情報公開条例(平成13年大阪</p>	<p>(<u>指定管理者等</u>の文書の管理)</p> <p>第14条 大阪市情報公開条例(平成13年大阪</p>

<p>市条例第3号。以下「情報公開条例」という。)第34条の2第1項に規定する<u>指定管理者</u> (以下「<u>指定管理者</u>」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、本市が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の<u>管理</u>に関する文書を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 本市の機関は、<u>指定管理者</u>が前項に定める措置を講ずるよう必要な指導等の実施に努めなければならない。</p>	<p>市条例第3号。以下「情報公開条例」という。)第34条の2第1項に規定する<u>指定管理者等</u> (以下「<u>指定管理者等</u>」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、本市が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)又は<u>対象学校</u> (指定公立国際教育学校等管理法人による<u>大阪市立学校の管理</u>に関する条例(平成28年大阪市条例第108号)第2条に規定する<u>対象学校</u>をいう。)の<u>管理</u>に関する文書を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 本市の機関は、<u>指定管理者等</u>が前項に定める措置を講ずるよう必要な指導等の実施に努めなければならない。</p>
--	---

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正)

第3条 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成18年大阪市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 [略] [2~5 略] 6 この条例において「委託事務等」とは、本市の事務又は事業を本市以外のものに委託し又は請け負わせる場合及び地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる<u>場合</u>そ</p>	<p>(定義) 第2条 [同左] [2~5 同左] 6 この条例において「委託事務等」とは、本市の事務又は事業を本市以外のものに委託し又は請け負わせる場合及び地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる<u>場合、</u></p>

<p>の他法令等の規定により本市の事務又は事業を本市以外のものに行わせる場合における当該事務又は事業をいう。</p> <p>[7～9 略]</p> <p>(契約書、協定書等に明記すべき事項)</p> <p>第21条 本市の機関は、委託事務等に関し、委託先事業者との間で契約、協定等を締結するに当たっては、委託先事業者が、この条例の規定に基づき本市の機関若しくは委員会が行う調査に正当な理由なく協力しないとき又はこの条例の規定に基づき本市の機関が行う勧告に正当な理由なく従わないときは、当該契約、協定等を解除し、又は<u>指定管理者</u>の指定を取り消すことができる旨を契約書、協定書等に明記するものとする。</p>	<p><u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第1項の規定により同項に規定する公立国際教育学校等の管理を同項に規定する指定公立国際教育学校等管理人（以下「指定公立国際教育学校等管理人」という。）に行わせる場合</u>その他法令等の規定により本市の事務又は事業を本市以外のものに行わせる場合における当該事務又は事業をいう。</p> <p>[7～9 同左]</p> <p>(契約書、協定書等に明記すべき事項)</p> <p>第21条 本市の機関は、委託事務等に関し、委託先事業者との間で契約、協定等を締結するに当たっては、委託先事業者が、この条例の規定に基づき本市の機関若しくは委員会が行う調査に正当な理由なく協力しないとき又はこの条例の規定に基づき本市の機関が行う勧告に正当な理由なく従わないときは、当該契約、協定等を解除し、又は<u>指定管理者若しくは指定公立国際教育学校等管理人</u>の指定を取り消すことができる旨を契約書、協定書等に明記するものとする。</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

(大阪市情報公開条例の一部改正)

第4条 大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(指定管理者の情報公開)	(指定管理者等の情報公開)
第34条の2 <u>本市</u> が設置する公の施設（地方	第34条の2 <u>指定管理者等</u> （本市が設置する

<p>自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、前条第2項の規定の適用を受ける者を除く。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、<u>当該公の施設</u>の管理に関する情報を公開するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、<u>指定管理者</u>が前項に定める措置を講ずるよう必要な指導等の実施に努めなければならない。</p>	<p>公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、前条第2項の規定の適用を受ける者を除く。）又は<u>対象学校（指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成28年大阪市条例第108号）第2条に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の指定管理法人（同条例第1条に規定する指定管理法人をいい、前条第2項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。</u>以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、<u>当該公の施設又は当該対象学校の管理</u>に関する情報を公開するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、<u>指定管理者等</u>が前項に定める措置を講ずるよう必要な指導等の実施に努めなければならない。</p>
---	--

（大阪市特定個人情報保護条例の一部改正）

第5条 大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（特定個人情報に係る<u>指定管理者</u>に関する特例）</p> <p>第8条 特定個人情報に係る個人情報保護条例第54条の規定の適用については、同条第1項中「第2章第1節」とあるのは「第2章第1節及び大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号。以下「特定</p>	<p>（特定個人情報に係る<u>指定管理者等</u>に関する特例）</p> <p>第8条 特定個人情報に係る個人情報保護条例第54条の規定の適用については、同条第1項中「第2章第1節」とあるのは「第2章第1節及び大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号。以下「特定</p>

個人情報保護条例」という。)第2章第1節」  
と、

「

第13条 第3項	認めら れる	特定実施機関が 認める
ただし 書	この限 りでな い	特定実施機関に 譲り渡さなけれ ばならない

」

とあるのは

「

第13条 第3項	認めら れる	特定実施機関が 認める
ただし 書	この限 りでな い	特定実施機関に 譲り渡さなけれ ばならない
特定個 人情 報保 護条 例第6 条	実施機 関	指定管理者(地方 自治法(昭和22年 法律第67号)第 244条の2第3項 に規定する指定 管理者をいう。) が管理する公の 施設(同法第244 条第1項に規定 する公の施設を いう。)に係る事 務を所掌する実 施機関

個人情報保護条例」という。)第2章第1節」  
と、

「

第13条 第3項	認めら れる	特定実施機関が 認める
ただし 書	この限 りでな い	特定実施機関に 譲り渡さなけれ ばならない

」

とあるのは

「

第13条 第3項	認めら れる	特定実施機関が 認める
ただし 書	この限 りでな い	特定実施機関に 譲り渡さなけれ ばならない
特定個 人情 報保 護条 例第6 条	実施機 関	指定管理者(地方 自治法(昭和22年 法律第67号)第 244条の2第3項 に規定する指定 管理者をいう。) が管理する公の 施設(同法第244 条第1項に規定 する公の施設を いう。)又は指定 管理法人(指定公 立国際教育学校 等管理法人によ る大阪市立学校

	<u>の管理に関する 条例（平成28年大 阪市条例第108 号）第1条に規定 する指定管理法 人をいう。）が管 理する対象学校 （同条例第2条 に規定する対象 学校をいう。）に 係る事務を所掌 する実施機関</u>
<p>と、同条第2項中「第4節」とあるのは「第4節並びに特定個人情報保護条例第2章第2節」と、同条第3項中「前項」とあるのは「特定個人情報保護条例第8条の規定により読み替えられた前項」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「特定個人情報保護条例第8条の規定により読み替えられた第2項」とする。</p>	<p>と、同条第2項中「第4節」とあるのは「第4節並びに特定個人情報保護条例第2章第2節」と、同条第3項中「前項」とあるのは「特定個人情報保護条例第8条の規定により読み替えられた前項」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「特定個人情報保護条例第8条の規定により読み替えられた第2項」とする。</p>

（大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例の一部改正）

第6条 大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例（平成24年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 [略] 2 この条例において「教職員」とは、本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26</p>	<p>（定義） 第2条 [同左] 2 この条例において「教職員」とは、本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26</p>

号) 第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校及び <u>義務教育学校</u> (以下「市立学校」という。)に勤務する校長(園長を含む。以下同じ。)、教員その他の者をいう。	号) 第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校及び <u>高等学校</u> (以下「市立学校」という。)に勤務する校長(園長を含む。以下同じ。)、教員その他の者をいう。
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

(大阪市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第7条 大阪市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例(昭和43年大阪市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、大阪市立の小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 及び幼稚園(以下「小学校等」という。)の非常勤の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(法第2条に規定する災害をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、大阪市立の小学校、中学校、 <u>高等学校</u> 及び幼稚園(以下「小学校等」という。)の非常勤の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(法第2条に規定する災害をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(大阪市教育局基本条例の一部改正)

第8条 大阪市教育局基本条例(平成24年大阪市条例第75号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(施策の推進) 第8条 教育委員会は、保護者等の意向を斟	(施策の推進) 第8条 教育委員会は、保護者等の意向を斟

<p>酌しつつ、子どもにとって将来にわたって必要となる力をはぐくんでいくため、学校教育の円滑かつ継続的な実施のための支援、教職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第1項、第2項、第10項及び第11項、第37条第1項、第2項、<u>第18項及び第19項</u>（同法第49条及び第49条の8においてこれらの規定を準用する場合を含む。）<u>並びに第129条第1項の規定に基づき学校（幼稚園を含む。）に置かれる職員をいう。</u>）の能力、適性等の向上を図るための研修その他の必要な施策の充実を図らなければならない。</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>酌しつつ、子どもにとって将来にわたって必要となる力をはぐくんでいくため、学校教育の円滑かつ継続的な実施のための支援、教職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第1項、第2項、第10項及び第11項、第37条第1項、第2項<u>及び第18項</u>（同法第49条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）<u>並びに第37条第19項（同法第49条及び第62条において準用する場合を含む。）</u>、<u>第60条第1項、第2項及び第5項並びに第129条第1項の規定に基づき学校（幼稚園を含む。）に置かれる職員をいう。</u>）の能力、適性等の向上を図るための研修その他の必要な施策の充実を図らなければならない。</p> <p>[2・3 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

（大阪市立学校活性化条例の一部改正）

第9条 大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、教育委員会が所管する学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）の運営及びそのために必要な支援に関する基本的事項を定め、学校が児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）並びに保護</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、教育委員会が所管する学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）の運営及びそのために必要な支援に関する基本的事項を定め、学校が児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）並びに保護</p>



者及び地域住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）の意向を斟酌し、教職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第1項、第2項、第10項及び第11項、第37条第1項、第2項、第18項及び第19項（同法第49条及び第49条の8においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第129条第1項の規定に基づき学校に置かれる職員をいう。以下同じ。）がその持てる能力を十分に発揮することにより、学校が児童等の活気にあふれる場となるようその運営を行い、もって、児童等にとって将来にわたって必要となる力をはぐくむ学校の活性化及び学校教育の振興に資することを目的とする。

（学校評価）

第7条 学校評価（学校教育法第42条（同法第28条、第49条、第49条の8及び第133条第1項において準用する場合を含む。）の規定による評価をいう。以下同じ。）は、運営に関する計画に定めた目標の達成状況の評価を含めて行わなければならない。

2 校長は、児童、生徒又は保護者による評価を斟酌して行う教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）の授業に関する評価の結果を踏まえ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第66条第1項（規則第39条、

者及び地域住民その他の関係者（以下「保護者等」という。）の意向を斟酌し、教職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第1項、第2項、第10項及び第11項、第37条第1項、第2項及び第18項（同法第49条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第37条第19項（同法第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第60条第1項、第2項及び第5項並びに第129条第1項の規定に基づき学校に置かれる職員をいう。以下同じ。）がその持てる能力を十分に発揮することにより、学校が児童等の活気にあふれる場となるようその運営を行い、もって、児童等にとって将来にわたって必要となる力をはぐくむ学校の活性化及び学校教育の振興に資することを目的とする。

（学校評価）

第7条 学校評価（学校教育法第42条（同法第28条、第49条、第62条及び第133条第1項において準用する場合を含む。）の規定による評価をいう。以下同じ。）は、運営に関する計画に定めた目標の達成状況の評価を含めて行わなければならない。

2 校長は、児童、生徒又は保護者による評価を斟酌して行う教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）の授業に関する評価の結果を踏まえ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第66条第1項（規則第39条、

第79条、第79条の8第1項及び第189条において準用する場合を含む。)に規定する評価を行うものとする。

- 3 規則第67条(規則第39条、第79条、第79条の8第1項及び第189条において準用する場合を含む。)に規定する当該学校の関係者による評価(以下「学校関係者評価」という。)は、第9条第1項に規定する学校協議会に行わせるものとする。

[4 略]

(就学校指定に関する手続)

第15条 教育委員会は、規則第32条第1項に規定する保護者の意見を聴取する手続及び規則第33条に規定する指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を教育委員会規則で定め、公表するものとする。

(小学校の学級数の適正規模の確保)

第16条 教育委員会は、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)の学級数の規模を適正規模(児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級数の規模をいう。以下同じ。)にするよう努めなければならない。

[2～8 略]

[削る]

第79条、第104条第1項及び第189条において準用する場合を含む。)に規定する評価を行うものとする。

- 3 規則第67条(規則第39条、第79条、第104条第1項及び第189条において準用する場合を含む。)に規定する当該学校の関係者による評価(以下「学校関係者評価」という。)は、第9条第1項に規定する学校協議会に行わせるものとする。

[4 同左]

(就学校指定に関する手続)

第15条 教育委員会は、規則第32条第1項に規定する保護者の意見を聴取する手続及び規則第33条に規定する指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を教育委員会規則で定め、公表するものとする。

(小学校の学級数の適正規模の確保)

第16条 教育委員会は、小学校の学級数の規模を適正規模(児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級数の規模をいう。以下同じ。)にするよう努めなければならない。

[2～8 同左]

(対象中学校及び対象高等学校についての適用除外等)

第17条 指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例(平成28年大阪市条例第108号)第2条に規定す

<p>(施行の細目)</p> <p><u>第17条</u> [略]</p>	<p>る対象中学校及び対象高等学校（以下「対象中学校及び対象高等学校」という。）については、第5条、第9条第4項第4号及び第6項、第10条、第11条、第13条並びに第14条の規定は、適用しない。</p> <p>2 対象中学校及び対象高等学校に対する第7条第2項及び第12条の規定の適用については、同項中「児童、生徒又は保護者による評価を斟酌して行う教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）の授業に関する評価の結果」とあるのは「生徒又は保護者による意見」と、同条第1項中「教員」とあるのは「教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第1項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人」とする。</p> <p>(施行の細目)</p> <p><u>第18条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

(大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例の一部改正)

第10条 大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例（昭和26年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前															
<p data-bbox="300 271 699 356">大阪市立幼稚園の使用料に関する条例</p> <p data-bbox="231 383 312 416">(趣旨)</p> <p data-bbox="213 443 783 703">第1条 <u>大阪市立幼稚園</u> (以下「幼稚園」という。)の使用料 (以下「幼稚園使用料」という。)の額及び徴収に関しては、法令その他に別段の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p data-bbox="217 1016 298 1050">[削る]</p> <p data-bbox="217 1308 298 1341">[削る]</p> <p data-bbox="231 1424 424 1458">(幼稚園使用料)</p> <p data-bbox="213 1480 384 1514"><u>第2条</u> [略]</p> <p data-bbox="217 1597 298 1630">[削る]</p>	<p data-bbox="892 271 1295 356">大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例</p> <p data-bbox="823 383 904 416">(趣旨)</p> <p data-bbox="805 443 1382 934">第1条 <u>大阪市立学校の授業料、入学検定料及び入学料、大阪市立高等学校における単位制による課程の科目の聴講に係る料金</u> (以下「聴講料」という。)並びに<u>大阪市立幼稚園</u> (以下「幼稚園」という。)の使用料 (以下「幼稚園使用料」という。)の額及び徴収に関しては、法令その他に別段の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p data-bbox="823 960 936 994">(授業料)</p> <p data-bbox="805 1016 1362 1106"><u>第2条</u> <u>大阪市立高等学校の授業料の額は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="837 1122 1370 1240"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>全日制</th> <th>定時制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業料</td> <td>月額9,900円</td> <td>月額2,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="823 1256 936 1290">(聴講料)</p> <p data-bbox="805 1312 1382 1402"><u>第3条</u> <u>聴講料の額は、1単位1,620円とする。</u></p> <p data-bbox="823 1424 1016 1458">(幼稚園使用料)</p> <p data-bbox="805 1480 1007 1514"><u>第4条</u> [同左]</p> <p data-bbox="823 1541 1131 1574">(入学検定料及び入学料)</p> <p data-bbox="805 1597 1382 1686"><u>第5条</u> <u>大阪市立高等学校の入学検定料の額及び入学料の額は、次の表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="837 1702 1370 1935"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>全日制</th> <th>定時制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学検定料</td> <td>2,200円</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>入学料</td> <td>5,650円</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="805 1951 1382 1984">2 大阪市立咲くやこの花中学校及び大阪市</p>	種別	全日制	定時制	授業料	月額9,900円	月額2,700円	種別	全日制	定時制	入学検定料	2,200円	950円	入学料	5,650円	2,100円
種別	全日制	定時制														
授業料	月額9,900円	月額2,700円														
種別	全日制	定時制														
入学検定料	2,200円	950円														
入学料	5,650円	2,100円														

(納期限)

第3条 幼稚園使用料は、教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

(幼稚園使用料の徴収猶予)

第4条 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、幼稚園使用料 (第2条第1号に定めるものに限る。)の徴収を猶予することができる。

(幼稚園使用料の未納者に対する措置)

第5条 園長は、幼稚園使用料 (第2条第1号に定めるものに限る。)を第3条に規定する納期限 (以下「納期限」という。)までに納付しない者に対し、教育委員会規則で定めるところにより、その者の出席を停止し、又は退園させることができる。

2 園長は、幼稚園使用料 (第2条第2号に定めるものに限る。)を納期限までに納付しない者に対し、教育委員会規則で定めるところにより、その者の当該幼稚園において行われる子ども・子育て支援法第59条第10号に掲げる事業の利用を中止させ、又は拒否することができる。

[削る]

立水都国際中学校の入学検定料の額は、2,200円とする。

(納期限)

第6条 授業料、聴講料、幼稚園使用料、入学検定料及び入学料は、教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

(授業料及び幼稚園使用料の徴収猶予)

第7条 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、授業料及び幼稚園使用料 (第4条第1号に定めるものに限る。)の徴収を猶予することができる。

(授業料及び幼稚園使用料の未納者に対する措置)

第8条 学校長 (園長を含む。)は、授業料又は幼稚園使用料 (第4条第1号に定めるものに限る。)を第6条に規定する納期限 (以下「納期限」という。)までに納付しない者に対し、教育委員会規則で定めるところにより、その者の出席を停止し、退学させ、又は退園させることができる。

2 園長は、幼稚園使用料 (第4条第2号に定めるものに限る。)を納期限までに納付しない者に対し、教育委員会規則で定めるところにより、その者の当該幼稚園において行われる子ども・子育て支援法第59条第10号に掲げる事業の利用を中止させ、又は拒否することができる。

(入学料の未納者に対する措置)

第9条 学校長は、入学料を納期限までに納付しない者に対し、教育委員会規則で定めるところにより、その者の入学許可を行わ

<p>[削る]</p> <p>(幼稚園使用料の減免)</p> <p><u>第6条</u> [略]</p>	<p>ないことができる。</p> <p>(授業料の免除)</p> <p><u>第10条</u> 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、教育委員会規則で定めるところにより、授業料を免除することができる。</p> <p>(1) 休学し、又は留学する者</p> <p>(2) 出席を停止された者</p> <p>(3) その他教育委員会が特別な事由があると認める者</p> <p>(幼稚園使用料の減免)</p> <p><u>第11条</u> [同左]</p> <p>(入学料の免除)</p>
<p>[削る]</p> <p>(還付)</p> <p><u>第7条</u> 既納の幼稚園使用料は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める特別な事由があるときは、その全部又は一部を還付することがある。</p> <p>(施行の細目)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>附 則</p>	<p><u>第12条</u> 教育委員会は、災害その他特別な事由があると認めるときは、入学料を免除することができる。</p> <p>(還付)</p> <p><u>第13条</u> 既納の授業料、聴講料、幼稚園使用料、入学検定料及び入学料は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める特別な事由があるときは、その全部又は一部を還付することがある。</p> <p>(施行の細目)</p> <p><u>第14条</u> [同左]</p> <p>附 則</p>
<p>この条例は、昭和26年4月1日から施行する。</p> <p>[削る]</p>	<p>1 この条例は、昭和26年4月1日から施行する。</p> <p><u>2</u> 教育委員会は、平成23年東北地方太平洋沖地震の被災者（その学資を負担する者が被災者である者を含む。）であって、平成23年度に大阪市立学校又は大阪市立幼稚園に</p>

	<p>入学し、又は入園しようとする者に対しては、第4条に規定する入学検定料及び入学料並びに第5条に規定する入園料のうち、納期限が平成23年3月11日以後であるものを免除することができる。</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

(指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例の廃止)

第11条 指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成28年大阪  
市条例第108号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前の期間に係る大阪市立高等学校の授業料については、なお従前の例による。

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

本市が設置する高等学校及び高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校を大阪府へ移管すること及び義務教育学校を設置することに伴い、規定を整備するため、大阪市外部監査契約に基づく監査に関する条例ほか9条例を改正するとともに、指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参考)

指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第12条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人（以下「指定管理法人」という。）の指定の手續その他指定管理法人が行う大阪市立学校の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理法人による管理の対象)

第2条 大阪市立学校のうち指定管理法人に管理を行わせることができるもの（以下「対象学校」という。）は、大阪市立水都国際中学校（以下「対象中学校」という。）及び大阪市立水都国際高等学校（以下「対象高等学校」という。）とする。

(指定管理法人の資格)

第3条 指定管理法人の指定を受けることができる法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下これらを「法人」という。）とする。

(指定申請の公告)

第4条 教育委員会は、指定管理法人を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 対象学校の名称及び所在地
- (2) 指定管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理法人の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理法人の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める事項

(指定申請)

第5条 指定管理法人の指定を受けようとする法人は、教育委員会規則で定めるところにより、対象学校の管理に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他教育委員会規則で定める書類を添付した指定管理法人指定申請書を教育委員会に提出しなければならない。



(欠格条項)

第6条 法第12条の3第2項各号のいずれかに該当する法人のほか、その役員のうち次の各号のいずれかに該当する者がある法人は、指定管理法人の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定法人の選定)

第7条 教育委員会は、第5条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人を、指定管理法人の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定法人」という。）として選定するものとする。

- (1) 第10条に規定する指定管理法人が行う管理に関する基本的な方針に適合するとともに、対象学校の効果的な管理が図られるものであること
- (2) 対象学校の管理の業務を安定的かつ継続的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象学校の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理法人の指定等の公告)

第8条 教育委員会は、前条の規定により選定した指定管理予定法人を指定管理法人に指定したときは、その旨を公告するものとする。法第12条の3第10項の規定により指定管理法人の指定を取り消し、又は期間を定めて対象学校の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(協定の締結)

第9条 教育委員会及び指定管理法人は、指定管理法人の指定の期間の開始前に、対象学校の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定管理法人が対象学校の管理を継続することが困難となった場合における教育委員会及び指定管理法人の対応に関する事項
- (2) 対象学校において事故が発生した場合における教育委員会及び指定管理法人の責任分担に関する事項
- (3) 対象学校の管理に係る経費の管理に関する事項

(4) 対象学校の管理に関し取得した個人情報（大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項

(5) 対象学校の校長（以下「校長」という。）の資格に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（管理に関する基本的な方針）

第10条 指定管理法人は、対象学校において、我が国の伝統と文化を踏まえた国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うとともに、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与することができる人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとする。

（管理に関する基準）

第11条 指定管理法人は、次に掲げる基準により、対象学校の管理を行わなければならない。

(1) 法令及び第9条第1項の協定を遵守し、誠実に対象学校の管理を行うこと

(2) 対象学校に入学しようとする者及び生徒に対して不当な差別的取扱いをしないこと

(3) 生徒の意思を尊重し、将来の進路を決定させること

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第21条各号及び第51条各号に掲げる目標を確実に達成するよう教育を実施すること

(5) 前各号に掲げるもののほか、対象学校の適切な管理のために教育委員会が定める基準

（業務の範囲）

第12条 指定管理法人が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 校舎その他の施設及びその敷地並びに備品その他の物件の維持保全及び改良に関すること

(2) 生徒の入学、卒業、退学その他の処分に関すること

(3) 組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること

(4) 教科書以外の教材の取扱いに関すること

(5) 生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること

(6) 対象学校の環境衛生に関すること

(7) 学校給食に関すること

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（入学に関する手続及び基準）

第13条 対象学校に入学しようとする者は、所定の願書に教育委員会が定める書類を添付して校長

に提出しなければならない。

- 2 校長は、対象学校に入学しようとする者について、教育委員会が定める入学者の選抜に関する方針その他教育委員会が定めるところにより指定管理法人が実施する入学者の選抜に基づいて、対象学校への入学を許可するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、対象高等学校の校長は、対象中学校の生徒が対象高等学校に入学する意思があることを確認したときは、対象高等学校への入学を許可するものとする。
- 4 校長は、前2項の規定により入学を許可しようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(卒業に関する手続及び基準)

第14条 校長は、生徒が所定の教育課程を修了したと認めるときは、卒業を認定するものとする。

- 2 校長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与するものとする。

(懲戒に関する手続及び基準)

第15条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対し、懲戒処分として退学、停学又は訓告の処分（対象中学校の校長にあつては、停学の処分を除く。）をすることができる。

- 2 校長は、前項の懲戒処分のうち退学又は停学の処分（対象中学校の校長にあつては、退学の処分に限る。）をしようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(転学の手続及び基準)

第16条 他の高等学校から対象高等学校に転学しようとする者は、所定の願書を対象高等学校の校長に提出しなければならない。

- 2 対象高等学校の校長は、前項の規定による願書の提出があつた場合であつて、教育上支障がないと認めるときは、教育委員会が定める基準に従い、対象高等学校への転学を許可することができる。
- 3 対象高等学校の校長は、前項の規定により転学を許可しようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(退学、休学等の手続及び基準)

第17条 対象高等学校を退学し、若しくは休学しようとする者又は対象高等学校から外国の高等学校若しくはこれに相当する学校（以下「外国の高等学校等」という。）に留学しようとする者は、所定の願書を対象高等学校の校長に提出しなければならない。

2 対象高等学校の校長は、前項の規定による退学に係る願書の提出があったときは、対象高等学校を退学することを許可するものとする。

3 対象高等学校の校長は、第1項の規定による休学に係る願書の提出があった場合であって、病気その他やむを得ない事由によるものであると認めるときは、対象高等学校を休学することを許可するものとする。

4 対象高等学校の校長は、第1項の規定による留学に係る願書の提出があった場合であって、教育上有益と認めるときは、外国の高等学校等への留学を許可するものとする。

(その他の処分に関する手続及び基準)

第18条 第13条から前条までに定めるもののほか、対象学校において生徒に対してされる処分に関する手続及び基準に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育課程の編成)

第19条 校長は、法令、文部科学省が定める学習指導要領及び教育委員会が定める基準に従い、対象学校の教育課程を編成するものとする。

2 校長は、前項の規定により教育課程を編成しようとするときは、あらかじめ当該教育課程について教育委員会の承認を得なければならない。

(報告義務)

第20条 指定管理法人は、対象学校の管理又は運営に支障を及ぼすおそれがある事案が生じたときは、教育委員会が定めるところにより、教育委員会に報告しなければならない。

(施行の細目)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 附則第3項の規定 対象中学校及び対象高等学校に係る法第12条の3第1項の区域計画について、同項の規定による認定があった日

(準備行為)

- 2 第4条から第7条までの規定による指定管理法人の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。
- 3 第8条前段の規定による公告、第9条の規定による協定の締結、第13条の規定による入学に関する手続及び第19条の規定による教育課程の編成は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。